


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉 沢 寿 子	
件 名	東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="checkbox"/> 2 報告事項
関 係 事 項	条例規則	東大和市地域包括支援センター条例施行規則		
	部課機関			
1. 要 旨				
<p>指定管理で運営している地域包括支援センターは、介護保険法に定められている介護予防支援事業と地域包括支援センターが行うべき事業を条例で定めて実施している。介護保険法の一部改正が行われたため、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①引用条項「法第8条の2第18項」を「法第8条の2第16項」に改正する。 ②包括的支援事業の一部について、「介護保険条例」において定める介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期との整合性を図ることから、附則において経過措置を設ける。</p> <p>(2) 施行日 平成27年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし</p>				
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)				
<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年6月 介護保険法一部改正 公布 (平成27年4月1日施行) ・平成27年1月 東大和市地域包括支援センター運営協議会で条例の一部を改正する条例案について審議 ・平成27年1月 文書課において審査済 				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
平成27年第1回定例会に、議案として提出したい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。